

令和4年上尾市教育委員会第3回臨時会 会議録

- 1 日 時 令和4年7月4日（月曜日）
開会 午後1時15分
閉会 午後1時36分
- 2 場 所 上尾市役所 7階教育委員室
- 3 出席委員 教育長 西倉剛
教育長職務代理者 大塚崇行
委員 内田みどり
委員 谷島大
委員 矢野誠二
- 4 欠席委員 委員 小池智司
- 5 出席職員 教育総務部長 小田川史明
教育総務部次長 清水千絵
学校教育部長 太田光登
学校教育部次長 加藤浩章
学校教育部副参事 兼 学務課長 田中栄次郎
教育総務部 教育総務課長 池田直隆
教育総務部 図書館長 山内正博
書記 教育総務課主査 田中輝夫
教育総務課主事 斎藤文香
- 6 傍聴人 0人

7 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 議案の審議

議案第36号 裁判上の和解をすることに係る意見の申出について

議案第37号 令和4年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

議案第38号 県費負担教職員の任免その他の進退に係る内申について

日程第4 閉会の宣告

8 会議録

日程第1 開会の宣告

(西倉剛 教育長) 皆様、こんにちは。ただ今より、令和4年上尾市教育委員会第3回臨時会を開会いたします。なお、会議に入ります前に皆様に申し上げます。本日、小池委員が欠席となっております。よろしくお願いいたします。

本日は、傍聴の申出はございますか。

(池田直隆 教育総務課長) 申出はございません。

(西倉剛 教育長) それでは、日程に従いまして、会議を進めます。

日程第2 会議録署名委員の指名

(西倉剛 教育長) 続きまして「日程第2 本臨時会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、谷島委員にお願いいたします。

(谷島大 委員) はい。

日程第3 議案の審議

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第3 議案の審議」を行います。審議の前にお諮りいたします。本日予定しております議案は3件でございます。本日議題とする議案第36号及び議案第37号につきましては、市議会に提出することとなる案件で最終的な意思決定前の情報であるため、また、議案第38号につきましては、人事管理に係る案件でございますので、非公開の会議とし、関係職員のみのお出席によって、議案の審議を行いたいと存じますが、ご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、本日の会議を公開しないものとして決定いたしました。それでは、ここからは、非公開の会議といたします。

お諮りいたします。議案第36号 及び 議案37号 につきましては、ともに関連がありますので、一括して審議としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、一括して議題とします。それでは「議案第36号 裁判上の和解をすることに係る意見の申出について」及び「議案第37号 令和4年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」説明をお願いいたします。

(小田川史明 教育総務部長) 議案第36号及び議案第37号につきましては、山内図書館長が説明申し上げます。

(山内正博 図書館長) 2件の議案について、順次ご説明いたします。議案書1ページをお願いいたします。はじめに、議案第36号「裁判上の和解をすることに係る意見の申出について」でございます。本件は、東京高等裁判所令和3年(ネ)第4679号損害賠償請求控訴事件に関し、裁判上の和解をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので提出するものでございます。

本件の内容でございますが、まず、当事者は、控訴人が上尾市、これは第1審の被告でございます。被控訴人が上尾市藤波三丁目319番地1栄電業株式会社、これは第1審の原告でございます。

次に、「和解の内容」ですが、議案書2ページの和解条項案をお願いいたします。「1」に記載のとおり、控訴人は、被控訴人に対し、本件損害賠償金として2,500万円の支払義務があることを認めるといふもの、すなわち、市が栄電業株式会社に対し、損害賠償金2,500万円を支払うという内容でございます。

また、「4」に「本和解条項に定めるもののほかに何ら債務がない」としていることから、栄電業株式会社への支払いとして、2,500万円以外に、遅延損害金その他が生じることはございません。議案書1ページにお戻りください。次に、「事件の概要」となりますが、被控訴人が控訴人に対し、平成29年9月20日に成立した(仮称)新図書館複合施設建設工事(電力設備工事)に係る工事請負契約を、控訴人が解除したことによって生じた損害賠償金として、6,946万6,702円及びこれに対する平成30年7月10日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求めたものでございます。

最後に、「第1審判決の要旨」ですが、「被告(上尾市)は、原告(栄電業株式会社)に対し、6,923万2,024円及びこれに対する令和2年11月10日から支払済みまで年3%の割合による金員を払え」というものでございます。議案第36号については、以上でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。議案第37号「令和4年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」でございます。令和4年度上尾市一般会計補正予算(第6号)の教育に関する事務の部分の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので提出するものでございます。

本件の内容でございますが、歳出につきまして、9款 教育費、5項 社会教育費の補正前予算額7億6,242万8千円に対して2,500万円を追加し、補正後予算額を7億8,742万8千円とするものでございます。これは、(仮称)新図書館複合施設建設工事(電力設備工事)の契約解除に伴う損害賠償について、裁判上の和解に要する経費として、9款 5項 3目 図書館費の「図書館運営事業」において、2,500万円の増額計上をするものでございます。

議案第36号及び第37号の説明は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) ただいま、議案第36号及び議案第37号について説明をいただきましたが、委員の皆様の方でご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(西倉剛 教育長) 特にないようですので、これより採決いたします。「議案第36号 裁判上の和解をすることに係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続いて、「議案第37号 令和4年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、議案第38号の審議を行います。議案第38号は、関係職員のみによって会議を行いたいと存じます。暫時、休憩します。

～休憩・関係職員以外、退席～

(西倉剛 教育長) 休憩前に引き続き、会議を再開します。それでは、「議案第38号 県費負担教職員の任免その他の進退に係る内申について」説明をお願いいたします。

(太田光登 学校教育部長) 議案第38号につきましては、田中学務課長が説明申し上げます。

～審議非公開～

(西倉剛 教育長) これより採決いたします。「議案第38号 県費負担教職員の任免その他の進退に係る内申について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。

日程第4 閉会の宣告

(西倉剛 教育長) 以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。これをもちまして、上尾市教育委員会第3回臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和4年8月19日 署名委員 谷島 大